



法改正情報

◆パートタイム労働法が変わります！

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されます。

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者

【現行】

- (1) 職務の内容が正社員と同一
- (2) 人材活用の仕組みが正社員と同一
- (3) 無期労働契約を締結している

【改正後】

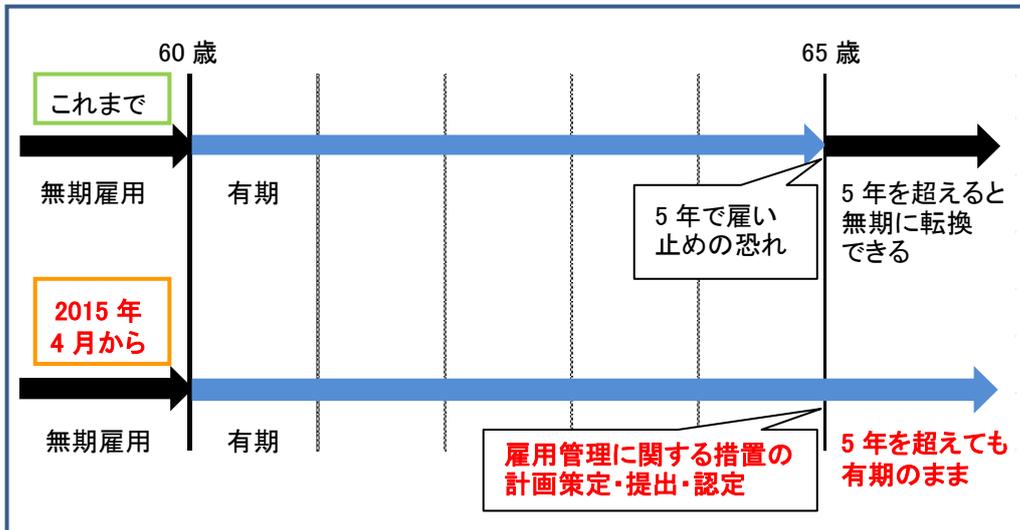
- (1)、(2)が同一であれば、有期労働契約であっても正社員と差別的取り扱いが禁止される。

*パートタイム労働者と正社員の待遇について、職務内容や人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して違いが無い場合は、同等にしなければなりません。

◆労働契約法の無期転換ルールに高年齢者の特例が設けられます！

平成 25 年 4 月 1 日に施行された、改正労働契約法の無期労働契約への転換について、60 歳定年以降の継続雇用については特例が設けられることになりました。

この特例を受けるには、対象労働者の雇用管理に関する計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けなければならない予定です。計画に記載すべき内容については、今後厚生労働省令や指針で明らかにされます。



SATO'S NEWS LETTER

2014 年 6 月号
(No.58)

CONTENTS

- 法改正情報P.1
- 助成金情報P.2
- 労務トラブル Q&AP.3
- 人事労務ニュースP.3
- 企業 PR コーナー
有限会社 seeds 様P.4
- SATO'S INFOP.4

6 月の社会保険労務と税務

2 日

- 労働保険の年度更新手続の開始
<7月10日まで>

10 日

- 一括有期事業開始届
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

30 日

- 健保・厚年の保険料納付
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付(第1期)
- 4月決算法人の確定申告・10月決算法人の中間申告

雇入時及び毎年 1 回

- 健康診断個人票



助成金情報

高年齢者雇用安定助成金(高年齢者活用促進コース)

支給金額の上限が1,000万円まで増額されました!

この助成金は高年齢者の雇用環境の整備を行う事業主に支給されますが、
上限金額が従来の 500 万円から **1,000 万円**に増額されました。

対象となる措置

*いずれか1つ以上実施してください。

- ① 新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出 (例: 作業の切り出し)
- ② 高年齢者が就労可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善等 (例: 機械設備の購入)
- ③ 高年齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理の見直しまたは導入 (例: 短時間勤務制度、専門職制度導入)
- ④ 労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
(例: 65歳以上への定年引上げ及び希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入)

助成金額

- 支給対象経費の 2/3 (大企業 1/2)

または

- 60歳以上雇用保険被保険者人数 × 20万円 のいずれか低い方

※上限 1,000万円

<支給対象経費の例>

- ・コンサルタント経費
- ・高年齢者の講習経費
- ・機械設備購入費用や賃借料
- ・雇用管理用のソフトウェア開発・購入費用 等

助成例

従来、手作業で行っていたトラックへの荷物の積載作業について、高年齢者の身体的負担が高いため、荷物運搬用のフォークリフトを導入した場合。

(中小企業 60歳以上の雇用保険被保険者 5名)

助成対象金額	: フォークリフト購入費 120万円
支給額	: 120万円 × 2/3 (補助率) = 80万円
	: 20万円 × 5人 = 100万円
	: 80万 < 100万 80万円



詳しい内容は、厚生労働省の「平成26年度高年齢者雇用安定助成金のご案内」(リーフレット)でご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/kounenrei_pamphlet01.pdf

※その他にも要件がございますので、詳しくは弊社までお問い合わせください。

労務トラブル Q&A 「障害者雇用事例」



Q. 弊社では障害者の法定雇用率を満たしていない為、障害者を雇い入れたいと思っています。しかしながら現状は障害者に行ってもらおう職務が無く困っています。他社での良い雇用事例はありますか？

A. 障害と一口に言っても身体障害・知的障害・精神障害の3種類があり、また1人ひとり障害の程度や個性が異なるため、それぞれの障害の特性に合った職務を配分することが大切です。

障害者をうまく活用している食品製造業の事例をご紹介します。この会社では

- 精神障害で対人関係が苦手な人 : 少数の人員での作業
- 知的障害で社交的な人 : 大人数のいる盛付の作業
- 知的障害でこつこつとした仕事が得意な人 : 揚げ物や炒め物など1人で仕上げる作業



のように、それぞれの**個性を活かせる仕事に配置**されています。

そして、「写真付マニュアルを作成して大きく掲示する」、「帽子の色で社員・リーダー・新人等を区別する」、「障害者が分からないことがあれば誰に指示を求めればいいのか一目で分かるように、責任者は『現場監督』と表示したベストを着用する」などの工夫したうえで、基本的に障害者でも障害のない定時社員と同様の仕事をしています。

また、新しい取り組みとして、あん摩マッサージ指圧師の資格をもった視覚障害者を嘱託社員のヘルスキーパーとして雇用し、福利厚生の一環として社内にマッサージ室を開設しています。これは従業員に好評で、障害者の雇用の確保だけでなく、従業員満足度の向上、労働災害の防止にも貢献しています。

この会社は、長年に渡って障害者雇用に取り組み、障害者の特性に合った工夫や配慮を積み重ねてこられています。御社で、障害者に合った仕事が見つからないとお考えの場合でも、各部署の業務内容を棚卸して、コピー・シュレッダー・郵便仕分け・封入作業等の**軽作業を切り出して集約し、障害者に任せる**という方法もあります。事例集を参考にしたり、地域の障害者職業センターで業務切り出しの相談をされてはいかがでしょうか。

- 独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構のHPで事例集が公開されています。
http://www.jeed.or.jp/disability/data/handbook/ca_ls.html

人事労務ニュース

月60時間超の残業代5割増し 中小企業にも義務付けへ

政府は、月60時間超の残業代の割増率について、現在の25%から50%への引上げを義務付ける検討に入った。大企業と同水準として長時間労働を抑制する狙い。来年の通常国会に労働基準法の改正案を提出し、2016年4月からの適用を目指す。

障害者の就職が4年連続で過去最多を更新

厚生労働省は、2013年度にハローワークを通じて就職した障害者が7万7,883人(前年度比14.0%増)となり、4年連続で過去最多を更新したことを発表した。就職者の内訳は、「精神」が2万9,404人(同23.2%増)で最多となり、初めて「身体」の2万8,307人(同6.5%増)を上回った。

求人倍率が16カ月連続で上昇 1.07倍に

厚生労働省が3月の有効求人倍率を発表し、16カ月連続で上昇して1.07倍(前月比0.02ポイント上昇)となり、6年9カ月ぶりの高水準となったことがわかった。
総務省の発表による同月の完全失業率は、前月と同じ3.6%だった。



あなたと、コンビニに、

FamilyMart

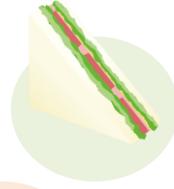
6月13日ファミリーマート吉島町店 リニューアルOPEN!!

オープニングイベント

朝7:00より **開店セール** 実施します!
是非お越しください。



ファミリーマート吉島町店
〒730-0821 広島県広島市中区吉島町 9-2



金座街店も 24 時間営業中!



ファミリーマート広島金座街店
〒730-0033
広島県広島市中区堀川町 5-11

有限会社 seeds
広島県廿日市市桜尾本町 6-5
TEL:0829-32-8312



SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

☆お問い合わせ、お申込みは弊社まで

サトーオープンセミナー「ビジネス・コーチング研修」

少人数形式で、部下指導に生きるコーチングスキルを事例をもとに指導します。

- 日程：平成 26 年 6 月 19 日(木) または 7 月 23 日(水) 10:00~17:00 ※どちらの日程も同じ内容です
 - 場所：社会保険労務士法人サトー広島事務所 会議室
 - 費用：12,960 円(税込) ※再受講 8,640 円(税込)
 - 講師：社会保険労務士法人サトー 小方昌子(日本コーチ協会広島チャプター会員)
- ☆セミナーの詳細はこちら：<http://www.sato-co.jp/20140619/>

無料コーチング
セッション
30分つき!



社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月~金 9:00~18:00
電話:082(546)2080 FAX:082(546)2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月~金 9:00~18:00
電話:03(5829)8982 FAX:03(5829)8983